

# 平岡公園会館 防火管理規程

## 第1条【目的】

この規程は、消防法第8条に該当する防火対象物として、平岡公園会館（以後、町内会館という）の防火管理業務に関する必要事項を定め、火災の予防・災害時の被害軽減等を図ることを目的とする。

## 第2条【適用範囲】

この規程は、町内会館を利用し、出入りするすべての者に適用する。

## 第3条【防火管理委員会】

第1条の目的達成のため、防火管理委員会を置く。

- 2 この委員会の委員は、会館運営委員が当たるものとする。
- 3 防火管理権限者は会館運営委員長が行うものとする。
- 4 町内会館の館長は、防火管理者として会館の管理及び日常の業務に当たるものとする。

## 第4条【防火管理委員会の業務】

防火管理権限者は、町内会館の管理及び安全使用のため防火管理委員会を招集し、次の業務を行う。

- (1) 会館の防火体制及び消防用設備等について万全を期し、以下の事項について協議する。
  - ① 消火、通報及び避難誘導の訓練などについて
  - ② 消防用設備等の点検内容、整備について
  - ③ 消防用設備の設置位置及び避難経路、避難灯の表示について
- (2) その他、防火管理上必要な事項について協議する。

## 第5条【防火管理者の業務】

防火管理者は、会館利用者に対して、防火管理上の留意事項を伝えるなど指導にあたる。

- 2 町内会の防災部長と連携し、原則として年2回、緊急通報・避難誘導・消火などに関する防災訓練を実施する。
- 3 日常的に消防用設備の点検、避難誘導灯の確認などを行う。
- 4 消防署など所轄官庁への必要事項の報告を行う。

## 第6条【会館利用者の責務】

火災予防及び地震時の出火防止を図るため、会館の利用者またはその代表者は、

会館使用時は火元責任者としての責務を負い、以下の事項を心がける。

- ① 火気使用設備器具の使用前後の点検、安全確認
- ② 館内は禁煙とする
- ③ 入口、階段、通路、避難口等には避難の障害になるような物品等を置かない
- ④ 消防用設備・避難口など確認を行い利用者に周知する
- ⑤ 火災を発見した場合は直ちに消防機関（119番）へ通報すると共に、利用者を避難誘導する。
- ⑥ 火災時は緊急対応の後、防火管理者（館長）に連絡する。

## 第7条【点検報告】

消防署の指示による点検報告を行う。

- 2 別紙（1）「日常自主点検票」 別紙（2）「会館使用後の確認事項」に基づき点検を行なう。

## 付 録

別紙 1. 日 常 自 主 検 査 票

別紙 2. 会 館 使 用 後 の 確 認 事 項

## 付 則

1 この規程は令和2年5月1日より施行する。

1 この規程は令和4年4月24日より一部改正施行する。

## 別紙( 2 ) 会館使用後の確認事項

令和 年 月 日 ( 曜日)

- (1)室内を元の形に整理整頓、清掃しましたか ( )
- (2)電気器具の取り外し、スイッチを切りましたか ( )
- (3)窓は閉めましたか (施錠) ( )
- (4)室内換気扇のスイッチを切りましたか ( )
- (5)エアコンのスイッチは切りましたか ( )
- (6)暖房機のスイッチを切りましたか ( )
- (7)厨房のガスの元栓を閉めましたか ( )
- (8)食器類は洗って元の場所に戻しましたか

※上記、該当事項を確認の上 ( )内に○印をつけてください。  
非該当の場合は( )内に斜線( / )を引いて下さい。

---

### 【使用室名】

大ホール・小ホール・和室A・和室B・和室C・洋室・厨房・全館

---

入館時間： 時 分 ～ 退館時間： 時 分

---

使用責任者 (団体名)

---

※使用後は必ず記入し提出してください。

平岡公園会館 運営委員会